

平成 30 年度 彦根市男女共同参画審議会(第 2 回) 議事録

日 時 平成 30 年 12 月 21 日(金)

10 時 00 分～11 時 23 分

場 所 大学サテライト・プラザ彦根 B、C 教室

出席者：審議会委員（安達昇、大下光茂、小堀雄司、四方清文、富川拓、成宮恵津子、

東幸子、横田祥子、吉田誠）※50 音順敬称略

事務局 副市長（山田静男）、企画振興部長（馬場完之）、企画振興部次長（廣瀬淳）、

企画課長兼女性活躍推進室長（山岸将郎）、

企画課女性活躍推進室（高田真理、奥村圭博）

1. 開会
2. 本部長あいさつ
3. 会長および副会長の選出
4. 会長および副会長あいさつ
5. 議題

議題 1 彦根市男女共同参画審議会について

事務局：彦根市男女共同参画審議会について説明

最初に、彦根市の男女共同参画の取組について説明します。

1991 年（平成 3 年）に本市では初めての女性行政総合窓口として「女性施策推進室」を設置しました。1993 年（平成 5 年）には、庁内に、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画の推進に関する諸施策を総合的かつ効果的に推進するため「男女共同参画型社会づくり推進本部」を設置しました。

推進本部は、現在、山田副市長を本部長、馬場企画振興部長を副本部長、関係部局長を本部員とし、企画課女性活躍推進室に事務局を置き、庁内の連絡調整を図りながら啓発や事業を実施し、男女共同参画および女性活躍の推進を行っています。

1995 年（平成 7 年）には、女性施策を総合的、計画的に進めるための指針として、「彦根市男女共生プラン」を策定し、市民と行政が一体となった取組を進めてきました。2001

年（平成 13 年）には、男女共同参画計画「男女共同参画ひこねかがやきプラン」を策定するとともに、2002 年（平成 14 年）には、県内市町村に先駆けて「男女共同参画を推進する彦根市条例」を施行しました。

その後、社会情勢の変化等に対応する内容とするため、男女共同参画計画の改定を、審議会からの答申を踏まえ、2017 年（平成 29 年）に行いました。

また、男女共同参画を推進する市民活動と啓発の拠点として、2003 年（平成 15 年）に、彦根市男女共同参画センターを設置し、2006 年（平成 18 年）彦根市男女共同参画センターに指定管理者制度を導入しました。

続いて、彦根市男女共同参画審議会について説明いたします。本審議会は、「男女共同参画を推進する彦根市条例」の第 3 章に規定しており、第 18 条に基づき設置しています。

審議会では、条例第 18 条第 2 項に規定しているとおおり「男女共同参画計画の策定および変更に関すること」および「その他施策の基本的事項および重要事項」について調査審議いただきます。条例第 19 条にある通り、審議会委員は 15 人以内で組織することとしております。現在 14 人の皆様に委嘱させていただいております。なお、公募委員 1 名につきましては、今後、追加募集をする予定でございます。任期は 2 年で、皆様には本年 10 月 1 日から 2020 年（平成 32 年）9 月 30 日までお願いいたします。

審議会の運営については、条例第 21 条にある通り、審議会運営規則で定められており、規則には、会長および副会長を置くことのほか、会議の成立等について定められています。そして、規則の第 3 条第 1 項で、審議会の会議は、会長が招集すると定められています。

また、第 6 項にあるように審議会の会議は原則公開です。公開の手続き等については、「彦根市男女共同参画審議会公開要領」に定めています。

なお、審議会の会議の概要は、彦根市のホームページに掲載します。

会長：ただ今の事務局からの説明につきまして、ご質問やご意見がございましたら、順次、発言をお願いします。

委員：この審議会もそうですが、もう少し女性の割合が多い方が良いと思います。

事務局：他の会議等でも市全体として女性の割合を増やすことを目指しております。「男女共同参画ひこねかがやきプランⅡ」（改定版）において、市の審議会等の女性委員の割合を 4～6 割にすることを目標に掲げています。当審議会委員の割合は、規定内です。

議題2 彦根市男女共同参画計画「男女共同参画ひこねかがやきプランⅡ」（改定版）について

事務局：彦根市男女共同参画計画「男女共同参画ひこねかがやきプランⅡ」（改定版）について説明

本計画は、2011年（平成23年）3月に策定した計画を、少子高齢化が急速に進み、労働力の不足など社会情勢の変化に伴う新たな課題が生じるとともに、2015年（平成27年）9月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（「女性活躍推進法」）が制定され、新たな課題や女性活躍推進法に対応するため、改定したものです。

この計画につきましては、2015年（平成27年）に行った市内企業・事業所アンケートや2016年（平成28年）に行った市民意識調査の結果なども踏まえた内容となっており、期間を、2017年度（平成29年度）から2020年度（平成32年度）までとしています。

めざす将来像を「性別にかかわらず 多様な生き方が認められ 一人ひとりが輝いて生きられるまち ひこね」、基本理念を「男女を問わず、一人ひとりが自立した人間として、個性や自主性が尊重され、誰もが社会の様々な場で対等に参画し、ともに支え合う男女共同参画社会を実現する。」とし、施策を進めています。

計画の体系は、3つの基本方向を基に、5つの基本目標を掲げ、基本目標ごとに推進課題を挙げ、推進課題ごとに施策の方向を定めています。

基本目標ごとに、市民意識調査等の結果から現状と課題を踏まえ、成果指標と重点事業を定め、推進課題に沿った施策・事業を掲げています。

そして、男女共同参画社会の実現には市民および事業者との協働によることが必要であることから、基本目標ごとに「市民にできること」を掲げています。

本計画の進捗管理については、毎年度成果指標における現在値や目標に対する達成率を確認するとともに、施策・事業ごとに担当課が前年度の事業評価と当該年度の事業計画を行い、審議会委員の皆様に進捗状況の審議をいただいています。今年度も第1回会議にてご審議いただいたところです。

～計画に掲げている成果指標の進捗状況について説明～

会長：ただ今の事務局からの説明につきまして、ご質問やご意見がございましたら、順次、

発言をお願いします。

委員：基本目標2の成果指標Eについてですが、審議会の女性委員の割合が40%を達成できなかった理由に、推薦を団体に依頼しているものや、委員が充て職となっていることを挙げられています。充て職を外して団体に推薦を依頼したり、交代制にして団体ごとに女性や男性を指定したりすることもできると思いますが、いかがでしょうか。

事務局：性別を限定して依頼するのは難しい部分もあります。

事務局：選ぶ側から女性限定にすると指標はクリアできるかもしれませんが、男女共同参画を進めていくには、例えば防災関係の会議では男性委員しか選ばれていないなどの社会の風潮自体を変えていく必要があります。

委員：内閣に女性が10名近くもいる国もあります。国際的な会議では女性の割合が日本は140か国中110位くらいです。行政が中心となって意識を変え、女性の割合を増やしていかないとはいけません。

委員：労働局でも女性職員の管理職登用などを進めています。管理職になりたくないという女性職員も多く、なかなか難しい問題だと思っております。委員会でも女性の比率が高い方が良いですが、基本理念を踏まえ、性別にかかわらず男女共同参画を進めていくということで性別は問わずに委員の募集をするべきだと思います。

委員：女性の役員の比率はノルウェーやフランスでは40%、アメリカが20%、日本では5%です。なぜ日本はこれだけ少ないかという女性登用が義務化されていないからです。これは国の課題であり、他国のように義務化されている数を達成できなければ罰金という制度を設けるなどの対策をするべきだと思います。雇用対策協議会や滋賀人権企業連絡会、滋賀県福祉協議会などでも企業から女性委員を出してくださいと言っていますが、なかなか女性が集まりません。現状では女性の割合が20%くらいです。いろいろと募集をかけてはいますが、ある程度国から義務化して女性活躍推進を進めていく必要があると思います。

委員：女性が管理職になりたくない理由は日本の社会情勢にあると思います。地域のことや子育て、介護など女性に頼る部分が多く、それにより転勤もできないなどの原因になっています。特に教育は平等であるべきなのに、ニュースでも報道されているような大学医学部の問題は本当にあってはならないと思います。

長寿の女性の方も多いので、もっと早くから女性の力を伸ばすような取組をしていかなくてはならないと思います。

自治会や事業所でどのような男女共同参画の取組をしているのかお話を伺ったところ、自治会ではほとんど男性が主となり女性はお茶くみをしていました。このような状況が改善されなければ日本はどんどん世界から取り残されてしまいます。

会長：行政の取組や個人の意識、国の動きや制度など、複雑に絡んだところをご指摘いただきました。今後もその点を審議会で議論して市に対して意見を言っていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員：資料について、中間の振り返りで、できなかつたものに対して今後どのように取り組んでいくのかが書かれていません。どう対応されるつもりなのでしょうか。

事務局：次年度からはもう少し踏み込んで書かせていただいて、それについて審議会でご意見をいただくよう検討します。

委員：委員の意見を受ける事務局も6人中5人が男性ですが、それではだめだと思います。もっと多くの女性の方に委員の意見を聞いていただきたいと思います。

人事異動の配置関係なく、庁内で公募するなどして柔軟に考えていただきたいと思います。

会長：庁舎内の皆様も含め多くの方と議論していく場があればと思っておりますので、ぜひとも検討していただければと思います。

議題3 その他

事務局：審議会開催計画（案）について説明

現行の男女共同参画計画が平成32年度までのものであることから、平成33年度からの新計画の策定を検討しています。このため、今期の委員の皆様には、新計画策定に関する審議をお願いすることになります。このスケジュールにつきましては、あくまで現時点での予定であり、事務の進捗状況等により時期や内容に変更があることをご了承ください。

平成31年度は、会議開催を6回程度予定しており、新計画の策定のための市民意識調査や新計画における施策の体系、骨子案作成までをご審議いただき、平成32年度(2020年度)は、9月30日までに、2回程度開催し新計画の目標値や具体施策についてご審議いただく予定です。

会長：ただ今の事務局からの説明につきまして、ご質問やご意見がございましたら、順次、

発言をお願いします。

会長：新計画の議論には市民意識調査は必要不可欠なものだと思います。市民意識調査の中で企業や団体向けの調査をする予定はありますか。

事務局：団体向けはありませんが、企業に対しての調査は考えております。

委員：企業にアンケートをとるときに、アンケートに回答していただいた企業の結果だけを載せるのではなく、回答してもらえなかった企業に対して、なぜ回答していただけなかったのかを調査する必要があると思います。課題を抽出できるように事務局で工夫していただきたいと思います。おそらく回答する企業は男女共同参画に理解があり、その取組を進めている事業所ではないかと思います。それ以外の事業所のあぶり出しをして実態を把握する必要があると思います。

委員：次の時代の課題だと思いますが、就職・結婚・出産を経験する女性は今後の戸惑いや負担を考えて病んでしまう方が多くおられます。企業を中心として推進していくのではなく、女性が充実した家庭生活を送りながら社会でも責任を持った立場に就くというイメージを持つことで、女性が活躍する社会の実現につながると思います。アンケートを取るなら企業だけではなく市民全体から取って広く意見を聞く方が良いと思います。

委員：市職員の男女共同参画についての意識調査はされていますか。

事務局：実施していません。

会長：実態を知りたいので、ぜひ調査していただきたいと思います。

委員：意識調査については、滋賀県が男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査を行っておられるので参考になると思います。

6. 閉会